

# 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (令和7年法律第90号) の概要

## 法律の概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

## 改定の内容

### 1. 月例給の改定 【令和7年4月から改定】

#### ①秘書官以外の特別職（第1条、第3条）

指定職職員に準じて、俸給月額を2.8%程度（22,000～57,000円）引上げ

#### ②秘書官（第1条）

一般の職員に準じて、俸給月額を2.6～3.8%程度（10,300～15,700円）引上げ

### 2. 特別給（ボーナス）の改定 【令和7年12月期から改定】（第1条、第2条）

特別給を、指定職職員に準じて改定

年間3.45月分 → 3.50月分（0.05月分引上げ）

（注）秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされているため、法改正を要しない。

### 3. その他の改定 【令和7年4月から改定】（第1条）

本府省業務調整手当を、指定職職員に準じて支給

## 施行期日等

法律の公布の日（一部の規定は令和8年4月1日※）

※ 特別給の6月期と12月期の支給月数の平準化

※ 閣僚等が、国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、当分の間、支給しないこととする。（第1条）